

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(電子情報処理組織による手数料の納付)

第七条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百三十三条第一項の証明書の交付を請求する場合における国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第四十二条第一項の手数料を納付する方法であつて、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、国税局長又は税務署長から得た納付情報及び識別符号を入力して、これらを送信することにより納付する方法とする。

2 省略

3 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料を納付する方法であつて、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第五条第一項の規定により行われた申請等により国税審議会会長から得た納付情報により納付する方法とする。

(処分通知等に係る電子情報処理組織等)

第九条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機(次条から第十二条までにおいて「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知等とする。

(電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式等)

第十一条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により、特定電子計算機から、あらかじめ、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレス及び同項の電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を入

改正前

(電子情報処理組織による手数料の納付)

第七条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百三十三条第一項の証明書の交付を請求する場合における国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第四十二条第一項の手数料を納付する方法であつて、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、国税局長又は税務署長から得た納付情報及び識別符号を入力して納付する方法とする。

2 同上

(処分通知等に係る電子情報処理組織等)

第九条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機(次条及び第十二条において「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知等のうち国税庁長官が定めるものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第十一条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を当該処分通知等に係る申請等に併せて入力して送信する方式とする。

力して送信する方式とする。

2 処分通知等を受ける者が、情報通信技術活用法第七条第一項ただし書の表示をした後、電子情報処理組織を使用する方法により、同項の電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けない旨の表示をしたときは、税務署長等は、当該処分通知等を受ける者に対し、当該電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行ってはならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が再び同項ただし書の表示をした場合は、この限りでない。

附 則

この省令は、令和八年九月二十四日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。